

特別支援学校における障害のある外国人児童生徒への対応に関する調査研究

坂本 裕 岐阜大学大学院教育学研究科
 福田 はるか 岐阜県立飛騨特別支援学校

要 旨：近年、喫緊の課題とひとつとなっている特別支援学校に在籍する障害のある外国人児童生徒とその保護者等への支援や外国人児童生徒適応指導員の役割に関する質問紙調査を行った。その結果、児童生徒本人とその保護者等へのコミュニケーションに関わる特別な支援と、そのための環境整備が実施されていた。そして、児童生徒の実態把握、指導内容の検討、保護者等と教師の連携、保護者等の日本文化理解への支援の充実が指摘された。

Key Words： 特別支援学校、障害のある外国人児童生徒、調査研究

● I. 問題と目的

我が国においては、1990 年の入国管理法改正により、ニューカマーと称される日系外国人を主とした外国人の受け入れが進んでいる。このことは、単なる労働力確保だけにとどまらず、その家族の生活の在り様も含めた対応が大きな課題の一つになっている¹⁾。

公立学校に在籍する外国人児童生徒は、学校基本調査によると、1990 年入国管理法改正直後には 9 万人を超え、リーマンショックで減少はしたものの、近年は 7 万 5 千人程度を保っている。こうした状況を受け、日本語指導が『特別の教育課程』となり、特別支援教育の対象に外国人児童生徒が含まれるなど、我が国の教育制度における外国人児童生徒への教育の充実を図ることが喫緊の課題の一つとなっている²⁾。さらに、2018 年の入国管理法改正により、この傾向はより強まると考えられる。

こうした中、特別支援学校に在籍する障害のある外国人児童生徒数も、学校基本調査によると、入国管理法改正 1990 年度には 428 人であったが、2015 年 722 名、2016 年度 1039 人と増加している。しかし、特別支援学校在籍幼児児童生徒数が児童生徒総数に占める割合が少ないことや、その居住が特定の地域に集中していることあってか、小・中学校と比べて基本的な教育環境の把握や検討が少ない状況にある³⁾。その一方、発達障害者支援センターおよび発達障害

者地域支援マネジャーによる支援を受ける障害のある外国人幼児が増加し、今後、特別支援学校に就学する可能性も高まっている³⁾。

本稿においては、こうした状況を踏まえ、特別支援学校に在籍する障害のある外国人児童生徒の担任教師を対象に、障害のある外国人児童生徒のための教育支援の工夫や配慮、そのための準備や環境に関する質問紙調査を行った。この調査分析をもとに、今後更に増加していくと思われる特別支援学校に在籍する障害のある外国人児童生徒とその保護者等への支援や外国人児童生徒適応指導員の役割について検討した結果を報告する。

● II. 方法

1. 方法

外国人児童生徒適応指導員が配置されている特別支援学校と、外国人児童生徒適応指導員が配置されていない特別支援学校を対象として、特別支援学校における障害のある外国人児童生徒とその保護者への対応、ならびに、外国人児童生徒適応指導員の役割に関する質問紙調査を行う。なお、外国人児童生徒適応指導員(以下、適応指導員)は地方自治体によって呼称は異なるが、外国人児童生徒の母語を使用することが者で、日本語指導が必要な外国人児童生徒への対象児童生徒への日本語指導、学校生活適応のための支援、学習に必要な通訳を業務とする者である。

2. 調査対象

1) 対象地区

A県B市周辺、C市周辺。B市、C市は2001年度から公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する支援事業が始められている⁴⁾。

2) 対象校・教員

(1) 適応指導員配置校

A県立D特別支援学校(知的障害)(以下、D特別支援学校(適応指導員配置校))

① 学校の概要

B市を含む地区を校区として2011年4月に設置された。2017年度の全校児童生徒に外国人児童生徒が占める割合は9.72%(288人中28人)である。適応指導員は2名が常時配置され、1名が対応言語によって拠点校(高等学校)から派遣される。なお、対象児童生徒が知的障害児でもあり、適応指導員は児童生徒への直接的な関わりはなく、保護者と教員とのコミュニケーション補助が主業務となっている。

② 調査対象教員

23名(教諭23名)。平均年齢35.3歳(SD 7.903)、平均教員歴13.7年(SD 8.778)である。

障害のある外国人児童生徒の担任経験が初めての教員10名(43.4%)であった。過去に障害のある外国人児童生徒の担任経験がある教員13名(56.5%)がこれまでに担当した外国人児童は平均人数1.92人であった。なお、23名のうち、特別支援学校教諭免許状取得者19名(82.6%)であった。

(2) 適応指導員未配置校

A県立C特別支援学校(知的障害)(以下、C特別支援学校(適応指導員未配置校))

① 学校の概要

C市を含む地区を校区として1974年4月に設置された。2017年度の全校児童生徒に外国人児童生徒が占める割合は3.02%(265人中8人)である。適応指導員は配置されていない。

② 調査対象教員

7名(教諭6名、講師1名)。平均年齢25.7歳(SD 5.345)、平均教員歴6.57年(SD 2.573)であった。

障害のある外国人児童生徒の担任経験が初めての教員3名(42.9%)であった。過去に障害のある外国人児童生徒の担任経験がある教員4名(57.1%)がこれまでに担当した外国人児童は平均人数1.25人であった。なお、特別支援学校教諭免許状取得者5名(71.4%)である。

3. 調査時期

2018年2月～3月

4. 調査手続き

1) 調査参加への同意

調査対象の両学校長それぞれに、調査の趣旨、調査候補対象者の選出条件、調査参加は調査候補対象者の自由意思に基づくものであること、調査用紙は個別の回答用封筒に密閉して回収箱にて回収されること、回答内容はデータ処理され個人が特定できないこと、研究成果は公開されることなどを文書で示し、承諾を得た。

両学校長承諾の後、両校の調査対象候補者には、調査の趣旨、調査対象候補者となった事由、調査参加は自由意思に基づくものであること、調査用紙は個別の回答用封筒に密閉して回収されること、回答内容はデータ処理され個人が特定できないこと、研究成果は公開されることなどを文書で示し、同意を得ることができた者のみを調査対象とした。

2) 調査方法

本調査への参加同意が得られた調査対象候補者(以下、調査対象者)に、質問紙を入れた封筒を個別に配布した。回答終了後、学校に設置した回収箱に、調査対象者各自で投函してもらい、回答締め切り日以降に回収箱を回収した。

(1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

25名に配付し、回収した25名のうち、記入漏れのあった2名の回答を除いた23名分析対象とした。

(2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

8名に配付し、回収した8名のうち、記入漏れのあった1名の回答を除いた7名を分析対象とした。

5. 調査内容

1) 障害のある外国人児童生徒への教育支援に関する質問

○今年度の教育支援について(自由記述)

- ・実施した特別な支援
- ・実施した環境整備

○更に増加が予想される障害のある外国人児童生徒への今後の教育支援について(自由記述)

- ・今後、必要になると思われる特別な支援
- ・今後、必要になると思われる環境整備

2) 属性に関する質問

○担任教師

職名、年齢、性別、教員歴、取得教員免許状、障害のある外国人児童生徒の担任経験の有無

○外国人児童生徒

学年、性別、障害の状況、母国語、担任間で使用する言語とコミュニケーションの状況

- 主たる連絡・相談者
続柄、母国語、担任間で使用する言語と
コミュニケーションの状況

6. 分析方法

各学校について、障害のある外国人児童生徒への教育支援に関する質問に最小出現数を語彙数全体の上位 30%を目処として階層的クラスター分析を行った。そして、クラスター数はクラスター併合水準から判断した。なお、本論文においては、形成されたクラスターで上位のクラスターをカテゴリー、下位のクラスターをラベルとし、本文中においてはカテゴリーを【 】、ラベルを《 》で示した。解析には KH Corder 3 を使用した。

III. 結果

1. 障害のある外国人児童生徒とその主たる連絡者の状況

1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

(1)児童生徒

①男女・学年

25名(男子15名, 女子10名)

小学部1年生5名, 2年生1名, 3年生3名, 4年生2名, 5年生1名, 6年生1名。中学部1年生1名, 2年生3名。高等部1年生4名, 2年生3名, 3年生1名。

②コミュニケーションの状況

25名の母国語は、Table 1 に示したように、ポ

ルトガル語 12名, タガログ語 5名, 英語 3名, 日本語 2名, ビサヤ語 1名, イロカノ語 1名, 中国語 1名であった。担任は全員と日本語でコミュニケーションをとっていた。話し言葉でのやり取りは難しい児童生徒 8名であったが、平仮名の読み取りが難しい児童生徒 16名, 平仮名を書くことが難しい児童生徒 21名であった。

(2) 主たる連絡者および相談者

①続柄

25名(保護者 23名, 兄弟 2名)

②コミュニケーションの状況

25名の母国語は Table 2 に示したように、児童生徒と同様に、ポルトガル語 12名, タガログ語 5名, 英語 3名, 日本語 2名, ビサヤ語 1名, イロカノ語 1名, 中国語 1名であった。

担任とのコミュニケーションは日本語 19名, ポルトガル語 5名, 英語 1名であった。適指指導員を介することも含め, 2名を除いてはやり取りができていない状況ではあった。

2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

(1) 児童生徒

①男女・学年

7名(男子6名, 女子1名)

小学部1年生2名, 2年生1名, 3年生1名, 4年生1名。中学部2年生2名。

②コミュニケーションの状況

7名の母国語は、Table 3 に示したように、スペイン語 3名, ポルトガル語 2名, 中国語 1名, インドネシア語 1名であった。担任は全員と日本語でコミュニケーションをとっていた。話し言葉でのやり取りは難しい児童生徒 5名であり, 平仮名の読み取りが難しい児童生徒 4名, 平仮

Table 1 D特別支援学校(適応指導員配置校)における障害のある外国人児童生徒の母国語と担任とのコミュニケーションの状況

		担任と使用する言語(人数)	日本語(25名)						
			ポルトガル語	タガログ語	英語	日本語	ビサヤ語	イロカノ語	中国語
担任とのコミュニケーションの状況		(人数)	(12)	(5)	(3)	(2)	(1)	(1)	(1)
会話	日常の会話には困らない		3	0	0	1	0	0	0
	ゆっくり話すかわかる		4	3	2	1	1	1	1
	話しことばでのやり取りは難しい		5	2	1	0	0	0	0
	身振りや絵・写真などを使ってやり取りしている		4	4	1	0	0	0	0
文字	読み	簡単な漢字や平仮名は読み取れる	2	0	0	0	1	0	0
		平仮名は読み取れる	1	1	0	2	0	0	0
		平仮名の読み取りは難しい	8	4	3	0	0	0	1
	書き	簡単な漢字や平仮名は書くことができる	1	1	0	0	1	0	0
		平仮名は書くことができる	0	0	0	1	0	0	0
		平仮名は書くことは難しい	11	4	3	1	0	1	1

実数は人数

名を書くことが難しい児童生徒 4 名であった。

(2) 主たる連絡・相談者

①続柄

7名(保護者7名)

②コミュニケーションの状況

7名の母国語は Table 4 に示したように、児童生徒と同様に、スペイン語 3 名、ポルトガル語 2 名、中国語 1 名、インドネシア語 1 名であった。担任とのコミュニケーションは日本語 6 名、英語 1 名であった。話し言葉でのやり取りは難しい者は 2 名であったが、1 名は通訳(知人)を介していた。文字は平仮名だけ 2 名、ローマ字記述 2 名、いずれでも難しい 3 名であった。

なお、これ以降は「主たる連絡・相談者」を「保護者等」とする。

2. 実施された特別な支援

1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

最小出現数 5 として分析を行ったところ、Fig. 1 に示したようなデンドログラムが作成され、クラスター併合水準(0.9)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【適応指導員を介した保護者等との連絡・やり取り】と【児童生徒への伝達の工夫】が形成された。そして、カテゴリー【児童生徒への伝達の工夫】はラベル《英語での会話》と《日本語や写真の使用》から構成された。

2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

最小出現数を 3 として分析を行ったところ、Fig.2 に示したようなデンドログラムが作成され、クラスター併合水準(0.8)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【家庭への活動の写真提供】と【保護者等・児童生徒に合わせ

Table 2 D特別支援学校(適応指導員配置校)における障害のある外国人児童生徒の保護者等と担任間で主に使用する言語とコミュニケーションの状況

担任と使用する言語(人数)		日本語(19)							ポルトガル語	英語
		ポルトガル語	タガログ語	英語	日本語	ビサヤ語	イロカノ語	中国語		
担任とのコミュニケーションの状況		(7)	(5)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(5)	(1)
会話	日常の会話には困らない	3	1	1	2	0	0	0	0	0
	ゆっくり話すとわかる	4	4	1	0	1	1	1	2	0
	話しことばでのやり取りは難しい	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	連絡・相談者とは適応指導員を介して話す	4	1	1	0	0	0	0	2	0
文字	日本人の児童生徒と同じ学校からの通信などの読み取りはできる	0	0	0	2	0	0	1	0	0
	日本人の児童生徒と同じ漢字仮名交じりの連絡帳でやり取りができる	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	平仮名だけで書くようにした連絡帳であればやり取りはできる	0	0	2	0	1	0	0	0	0
	ローマ字で書くようにした連絡帳であればやり取りはできる	2	4	0	0	0	1	0	1	0
	平仮名であれ、ローマ字であれ連絡帳の読み取りは難しい	0	1	0	0	0	0	0	0	1
適応指導員が双方からの連絡帳等の記述を翻訳している		2	0	1	0	0	0	0	5	0

実数は人数

Table 3 C特別支援学校(適応指導員未配置校)における障害のある外国人児童生徒の母国語と担任とのコミュニケーション

担任と使用する言語(人数)		日本語(7)			
		スペイン語	ポルトガル語	中国語	インドネシア語
担任とのコミュニケーションの状況		(3)	(2)	(1)	(1)
会話	日常の会話には困らない	1	0	0	1
	ゆっくり話すとわかる	0	0	0	0
	話しことばでのやり取りは難しい	2	2	1	0
	身振りや絵・写真などを使ってやり取りしている	2	2	0	0
文字	読み				
	簡単な漢字や平仮名は読み取れる	1	0	0	0
	平仮名は読み取れる	0	0	0	1
	平仮名の読み取りは難しい	1	2	1	0
	書き				
簡単な漢字や平仮名は書くことができる	2	0	0	1	
平仮名は書くことができる	0	0	0	0	
平仮名は書くことは難しい	1	2	1	0	

実数は人数(延べ数)

Table 4 特別支援学校（適応指導員未配置校）における障害のある外国人児童生徒の保護者等と担任間で主に使用する言語とコミュニケーションの状況

担任と使用する言語（人数）		日本語(6)		英語(1)	
		スペイン語	ポルトガル語	インドネシア語	
担任とのコミュニケーションの状況（人数）		(3)	(2)	(1)	(1)
会話	日常の会話には困らない	1	0	0	0
	ゆっくり話すとわかる	0	2	1	1
	話しことばでのやり取りは難しい	2	0	0	0
	連絡・相談者とは通訳者を介して話す	1	0	0	0
文字	日本人の児童生徒と同じ学校からの通信などの読み取りはできる	1	0	0	0
	日本人の児童生徒と同じ漢字仮名交じりの連絡帳でやり取りができる	0	0	0	0
	平仮名だけで書くようにした連絡帳であればやり取りはできる	1	1	0	0
	ローマ字で書くようにした連絡帳であればやり取りはできる	0	0	1	1
	平仮名であれ、ローマ字であれ連絡帳の読み取りは難しい	2	1	0	0
	通訳者が双方からの連絡帳等の記述を翻訳している	1	0	0	0

実数は人数

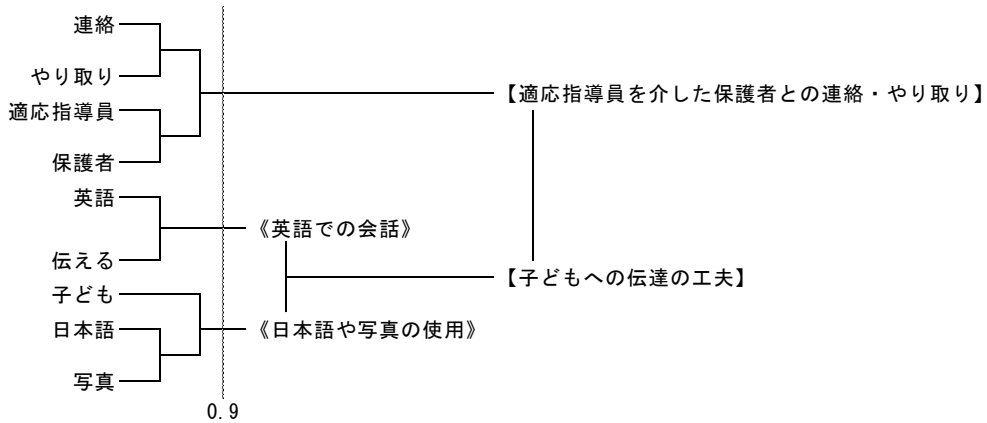


Fig. 1 D特別支援学校（適応指導員配置校）において障害のある外国人児童生徒に実施された特別な支援

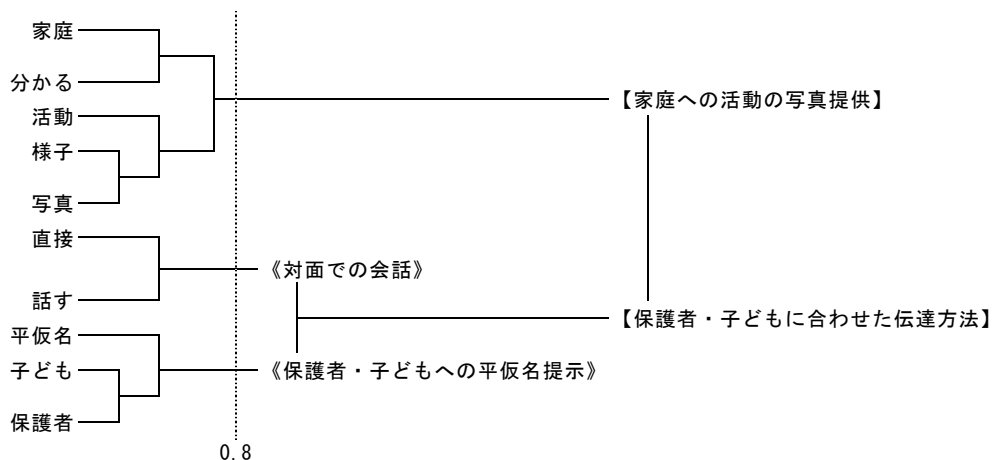


Fig. 2 C特別支援学校（適応指導員未配置校）において障害のある外国人児童生徒に実施された特別な支援

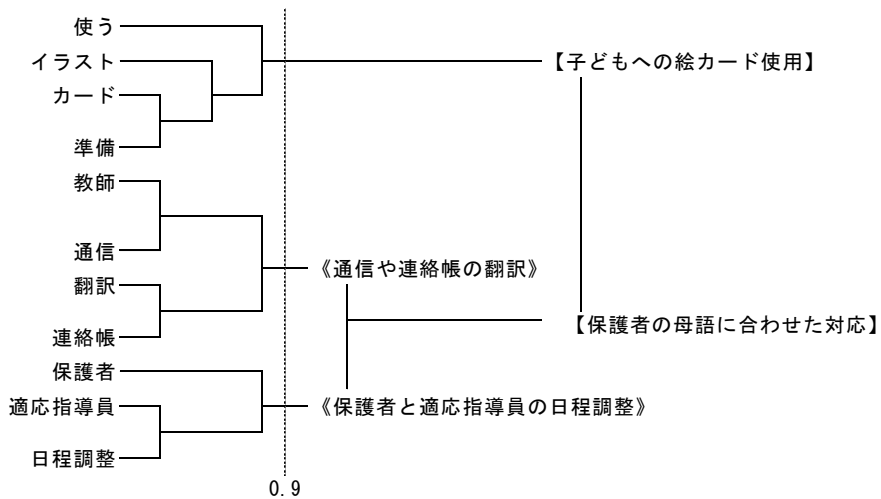


Fig. 3 D特別支援学校(適応指導員配置校)において障害のある外国人児童生徒に実施された環境整備

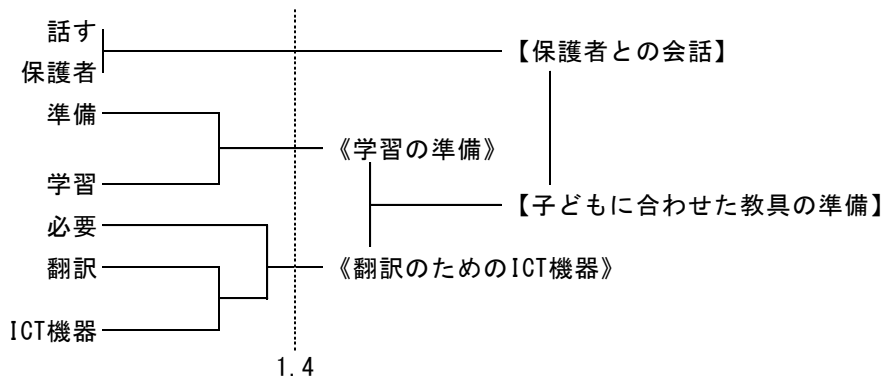


Fig. 4 C特別支援学校(適応指導員未配置校)において障害のある外国人児童生徒に実施された環境整備

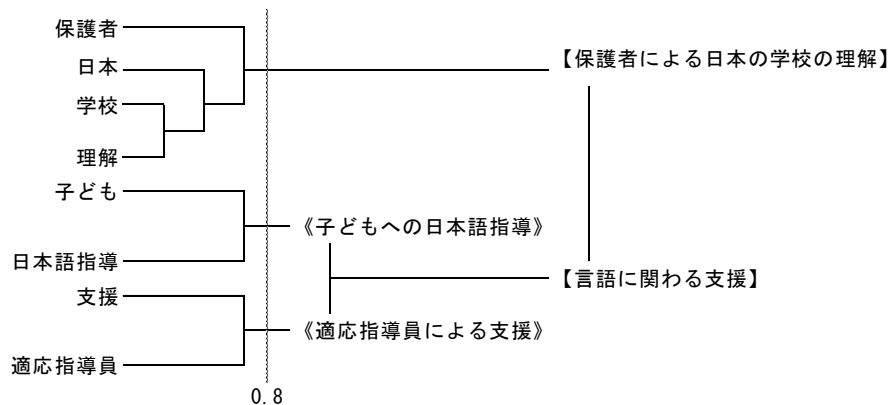


Fig. 5 D特別支援学校(適応指導員配置校)において障害のある外国人児童生徒に、今後、必要と思われる特別な支援

た伝達方法】が形成された。そして、カテゴリー【保護者等・児童生徒に合わせた伝達方法】はラベル《対面での会話》と《保護者等・児童生徒に平仮名提示》から構成された。

3. 実施された環境整備

1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

最小出現数を 3 として分析を行ったところ、Fig.3 に示したようなデンドログラムが作成され、クラスター併合水準(0.9)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【児童生徒への絵カード使用】と【保護者等の母語に合わせた対応】が形成された。そして、カテゴリー【保護者等の母語に合わせた対応】はラベル《通信や連絡帳の翻訳》と《保護者等と適応指導員の日程調整》から構成された。

2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

最小出現数を 2 として分析を行ったところ、Fig.4 に示したようなデンドログラムが作成され、クラスター併合水準(1.1)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【保護者等との会話】と【児童生徒に合わせた教具の準備】が形成された。そして、カテゴリー【児童生徒に合わせた教具の準備】はラベル《学習の準備》と《翻訳のための ICT 機器》から構成された。

4. 今後、必要と思われる特別な支援

1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

最小出現数を 5 として分析を行ったところ、Fig.5 に示したようなデンドログラムが作成されクラスター併合水準(0.8)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【保護者等による日本の学校の理解】と【言語に関わる支援】が形成された。そして、カテゴリー【言語に関わる

支援】はラベル《児童生徒への日本語指導》と《適応指導員による支援》から構成された。

2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

最小出現数を 2 として分析を行ったところ、Fig.6 に示したようなデンドログラムが作成されクラスター併合水準(0.7)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【児童生徒や日本文化の理解】と【保護者等への言語に関わる支援】が形成された。そして、カテゴリー【保護者等への言語に関わる支援】はラベル《適応指導員の常駐》と《保護者等への文書の翻訳》から構成された。

5. 今後、必要になるとと思われる環境整備

1) D特別支援学校(適応指導員配置校)

最小出現数を 3 として分析を行ったところ、Table 7 に示したようなデンドログラムが作成されクラスター併合水準(1.1)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【適応指導員の増員】と【保護者等との連携機会の設定】が形成された。そして、カテゴリー【保護者等との連携機会の設定】はラベル《機会を設定》と《保護者等と連携できる環境》から構成された。

2) C特別支援学校(適応指導員未配置校)

最小出現数を 2 として分析を行ったところ、Table 8 に示したようなデンドログラムが作成されクラスター併合水準(1.2)から 3 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【適応指導員の常駐】と【実態に応じた文化理解の支援】が形成された。そして、カテゴリー【実態に応じた文化理解の支援】はラベル《文化理解のための支援》と《学校による児童生徒の把握》から構成された。

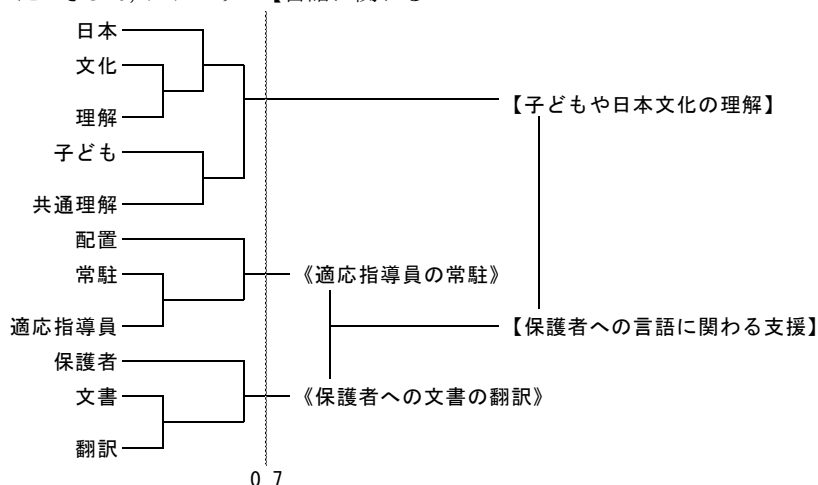


Fig. 6 C特別支援学校(適応指導員未配置)において障害のある外国人児童生徒に、今後、必要と思われる特別な支援

IV. 考察

1. 実施された特別な支援と環境整備

実施された特別な支援と環境整備を Table 5 に示した。いずれもコミュニケーションに関わる取り組みであった。このことは、白井¹²⁾も指摘するように、日常のやり取りや学校用語、学校連絡文書などは適応指導員配置の有無に関わらず、教育活動を進めるにあたって、障害のある外国人児童生徒とその保護者等とのある程度のコミュニケーションが基盤となることを意味していると考えられる。

1) 教師による支援

教師による児童生徒と保護者等の両者に対して実施可能な支援は「日本語や写真の使用」、「母語(英語)での伝達」、「ICT 機器の準備」が挙げられた。また、児童生徒へ実施可能な支援は「言葉の学習の準備」であった。そして、保護者等へ実施可能な支援は「通信作成や連絡帳の翻訳」、「保護者等と適応指導員の日程調整」、「家庭や学校での活動の様子が分かるような写真の提示」、「直接話す」、「平仮名(ふりがな)で示す」であった。

これらのコミュニケーションに関する支援の中でも、「直接話す」は、保護者等と対面でのやり取りを行うことが基本となっていることを示していると考えられる。白井¹⁰⁾が指摘するように、保護者等と直接話すことは、担任と保護者との間でメールなどでの密な連絡を取り合う習慣のない外国人とのトラブルの回避に有効であるからと考えられる。

そして、「直接話す」以外のコミュニケーションの工夫は Table 6 のように三つに分類された。

まず、視覚情報の補助についての具体例としては、保護者等と教師で、家庭や学校での児童生徒の様子の写真や動画を ICT 機器で見せ合うこと、児童生徒と教師で、動きや要求、気持ちを表す絵カードを用いながらコミュニケーションを図ることなどがある。高嶋⁸⁾が指摘するように、写真や絵カード、実物を利用しながらのやり取りでの視覚情報の補助的な使用は音声情報の理解を促進する。しかし、視覚情報は受信者の理解の程度に応じた使用が必須でもある⁷⁾。例えば、「動作を表す言葉や形容詞について、絵カードを用いて話したり動作化したりして語彙を増やすことができた」という小学校での国語科の授業実践¹²⁾を特別支援学校に在籍する障害のある外国人児童生徒に導入する際には、その語彙そのものや視覚情報の理解の程度に応じているかの検討は必ず行わなければならない。

また、児童生徒が理解可能な言語の使用については、白井¹¹⁾が指摘するように、児童生徒の見た目の様子だけで言語の理解度や習得度を判断するのではなく、基盤となる言語の使用状況を踏まえて、指導の配慮を行う必要がある。今回の調査においては、日本語でのやり取りが主でありつつも、必要に応じて母語(英語)を使って示したり、ローマ字やアルファベット覚えるためにプリントを準備したりすることが有効であったとされた。加えて、必要な時にすぐ翻訳できるような ICT 機器の準備も有効であったとされた。

そして、保護者が理解可能な言語の使用については、高嶋⁸⁾が指摘するように、外国人と接する際に受け手である彼らにとってわかりやすいのか、伝わりやすいのかということに考慮

Table 5 障害のある外国人児童生徒と保護者等に実施された特別な支援

	教師	適応指導員
児童生徒 保護者等	日本語に加え写真を使用する 英語で伝達する ICT機器を準備する	
児童生徒	日本語の学習の準備をする	
保護者等	通信作成や連絡帳を翻訳する 保護者等と適応指導員の日程調整をする 家庭や学校での活動の様子が分かるような写真を提示する 平仮名(ふりがな)で示す 直接話す	保護者と教師の連絡・やり取りを補助する 連絡帳を翻訳する

Table 6 教師による【直接話す】以外のコミュニケーションに関わる特別な支援

視覚情報の補助使用 「日本語や写真の使用」【家庭や学校での活動の様子が分かるような写真の提示】「ICT機器の準備」 児童生徒が理解可能な言語の使用 「日本語や写真の使用」「母語(英語)での伝達」「言葉の学習の準備」「ICT機器の準備」 保護者等が理解可能な言語の使用 「日本語や写真の使用」「母語(英語)での伝達」「平仮名(ふりがな)で示す」「通信作成や連絡帳の翻訳」 「保護者等と適応指導員の日程調整」「ICT機器の準備」
--

する必要がある。今回の調査においては、保護者との面談時に教師がしゃべる日本語を ICT 機器で、保護者の母語(英語)に翻訳したり、担任教師が連絡帳などを英語で書いたり翻訳したりすることが有効であったとされた。

2) 適応指導員による対応

適応指導員による対応としては、【適応指導員を介した保護者と教師の連絡・やり取り】《連絡帳の翻訳》が示された。

今回の調査で、保護者との連絡・やり取りの際には、教師は基本的に日本語と英語を使ってコミュニケーションを行っていることが明らかになった。加えて、保護者が日本語・英語の理解が困難な場合には ICT 機器での翻訳を行っていた。こうした状況から考えると、教師の日本語を保護者が理解可能なポルトガル語・タガログ語などに翻訳をする適応指導員を介した連絡・やり取りが有効なものとして示されたと考えられる。なお、ICT 機器での翻訳でも保護者が理解可能な言語におおよそ通訳することができるが、臼井¹²⁾が指摘するように、適応指導員を介することで日本と外国の文化的背景の違いからくる困難やトラブルを避けることも加味される利点がある。この点からも適応指導員を介した保護者と教師の連絡・やり取りが有効であると考えられる。

2. 今後、必要になると思われる特別な支援と環境整備

今後、必要になると思われる特別な支援と環境整備を Table 7 に示した。

Table 7 障害のある外国人児童生徒と保護者等に、今後、必要と思われる特別な支援とその対応者

	特別な支援	対応者
児童生徒	学校での子どもの把握 子どもの文化理解のための支援 子どもへの日本語指導	教師 教師・適応指導員 教師・適応指導員
保護者等	保護者と連携できる環境づくり 保護者への説明会等の機会の設置 保護者の日本の学校の理解 障がいのある子どもや日本文化の理解 保護者への文書の翻訳 外国人児童生徒適応指導員の常駐・増員 外国人児童生徒適応指導員の常駐	教師 教師 教師・適応指導員 教師・適応指導員 教師・適応指導員 行政 行政

Table 8 保護者等に、今後、必要と思われる支援

保護者等と教師の連携 《保護者等と連携できる環境づくり》《保護者等への説明会等の機会の設置》
保護者等による日本文化の理解 【保護者等の日本の学校の理解】【児童生徒や日本文化の理解】《保護者等への文書の翻訳》
適応指導員の常駐・増員 【適応指導員の常駐・増員】《適応指導員の常駐》

1) 児童生徒

児童生徒に、今後、必要になると思われる特別な支援としては、実態把握《学校での児童生徒の把握》と、指導内容《児童生徒の文化理解のための支援》《児童生徒への日本語指導》であった。

学校での教育活動を実施するにあたって、日本人・外国人のいずれの児童生徒であっても、その児童生徒の成育環境や教育歴、障害の状態の把握は、必ず行わなければならない。加えて、外国人児童生徒、その中でも障害のある児童生徒には、臼井¹²⁾が指摘する言語発達やアイデンティティの形成からの配慮が必要と考える。言語発達に関しては、第一言語をどのように形成していくかが大きな課題と考える。今回の調査において、学校生活においては授業をはじめとしてすべてのコミュニケーションは日本語が主であった。しかし、入国管理法の改正により、これまで以上に障害のある外国人児童生徒の増加が推測される³⁾。今後も日本語を主体とした教育方法がとられることとなるが、障害のある日本人児童生徒とは異なる実態把握も含めた言語獲得に関わる指導法の開発、指導内容の開発も不可欠と考える。

2) 保護者等

保護者等に、今後、必要になると思われる支援は、《保護者等と連携できる環境づくり》《保護者等への説明会等の機会の設置》【保護者等の日本の学校の理解】【児童生徒や日本文化の理解】《保護者等への文書の翻訳》【適応指導員の常駐・増員】《適応指導員の常駐》があり、Table 8 のように三つに分類された。

まず、保護者等と担任教師の連携による多様な支援の更なる工夫が明らかになった。この支援は、外国人児童生徒にも整えられた教育環境で、教育を受けてほしいという教師の願いがその根底にあるものとする。

そして、保護者等による日本文化の理解、適応指導員の常駐・増員が挙げられたが、適応指導員の真の役割から考えていく必要があると思われる。すなわち、適応指導員の常駐・増員を、単に日本語を外国語に翻訳する人の常駐・増員と捉えるべきではない。本来、通訳者は、異なった文化の橋渡し、異文化を超えてメッセージを伝える役割がある¹⁾。こうした通訳と異文化理解の業務は、適応指導員の本来の業務を超えるものと考えられる。しかし、【保護者等の日本の学校の理解】、【児童生徒や日本文化の理解】を図っていくには、双方の文化的な面の理解が比較的容易にできるであろうと思われる適応指導員の働きが欠かすことのできないものになると考える。本研究において調査を行ったA県であっても適応指導員のための公的研修制度はない。そのため、D校の校区であり、B市に隣接するE市ではNPO法人が適応指導員養成講座を実施している状況にある²⁾。今後は、適応指導員が翻訳・通訳の役割だけでなく、異なった文化の橋渡しの役割を担えるような意識を持って勤務に当たれるような環境整備も必要と考える。このような適応指導員が学校に存在することで、これまで以上に保護者と教員の感情や気持ちのつながりを深められ、障害のある外国人児童生徒にとっての日本での教育環境が更に整えられたものになっていくと考える。

謝 辞

本調査及び研究にご理解ご協力をくださった皆様に記して感謝申し上げます。

文 献

- 1) 稲生衣代・染谷泰正(2005): 通訳教育の新しいパラダイム—異文化コミュニケーションの視点に立った通訳教育のための試論—。 *Interpretation Studies*, 5, pp.73-110
- 2) 可見市国際交流協会(2018): 地域日本語支援養成講座入門 <http://www.ctlk.ne.jp/~frevia/youseikoza2018kouki.pdf>. (2019.2.28 取得)
- 3) 発達障害情報・支援センター(2018): 外国にルーツをもつ障害児および家族への支援状況等に関するアンケート調査。 http://www.rehab.go.jp/ddis/%E7%99%BA%E9%81%94%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%B3%87%E6%96%99/?action=common_download_main&upload_id=3933(2019.2.28 取得)
- 4) 文部科学省(2002): 平成14年度「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業」委嘱地域一覧 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/006.htm(2019.2.28 取得)
- 5) 文部科学省(2013): 第2期教育振興基本計画。
- 6) 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議(2013): 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について(審議のまとめ)。
- 7) 坂本裕(2014): 遅れのある児童生徒の身辺処理支援ブック。明治図書出版。
- 8) 高嶋幸太(2018): 日本語で外国人と話す技術。くろしお出版。
- 9) 高橋智・中村美樹(2010): 障害を有する外国人児童生徒の教育貧困の実態—本人・保護者及び学級担任への面接法調査から—。 *障害者問題研究*, 37, pp.300-305。
- 10) 白井智美(2009): 外国人の児童生徒の教育と日本語指導。松本一子(編著)イチからはじめる外国人の児童生徒の教育。教育開発研究所, pp.26-31。
- 11) 白井智美(2014): ことばが通じなくても大丈夫! 学級担任のための外国人児童生徒サポートマニュアル。明治図書出版。
- 12) 山田敏広(2019): 障害はないが特別な教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の支援。平澤紀子(編著)特別の支援を必要とする児童生徒への教育。ジダイ社, pp.100-121。

(受稿 2019.5.28, 受理 2019.9.25)